

東かがわ市条例第 26 号

東かがわ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 12 月 4 日

東かがわ市長

上村 一郎

東かがわ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東かがわ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年東かがわ市条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前				
(虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条 略 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は法第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</u> <table border="1"> <tr> <td>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の 利用開始前の健康診断</td><td>利用乳幼児に対する利用開始時の 健康診断</td></tr> <tr> <td>乳幼児に対する健康診査</td><td>利用開始時の健康診断、定期の健康 診断又は臨時の健康診断</td></tr> </table> 3・4 略 (職員) 第23条 略 2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する香川県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士若しくは香川県の区域に係	児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の 利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の 健康診断	乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康 診断又は臨時の健康診断	(虐待等の禁止) 第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 (利用乳幼児及び職員の健康診断) 第17条 略 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、<u>児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u> 3・4 略 (職員) 第23条 略 2 家庭的保育者（法第6条の3第9項第1号に規定する家庭的保育者をいう。以下同じ。）は、市長が行う研修（市長が指定する香川県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した保育士又は保育士と同等以上の知
児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の 利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の 健康診断				
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康 診断又は臨時の健康診断				

改正後	改正前
る法第18条の29に規定する地域限定保育士（以下これらを「保育士」という。）又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)・(2) 略 3 略	識及び経験を有すると市長が認める者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)・(2) 略 3 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。